

# 戸山サンライズ

特 集

## 人生を豊かにする旅

〔レクリエーション〕 こんな旅をしてみたいー安曇野・穂高への旅の夢

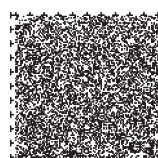
〔スポーツ〕 フリークライミングはだれにでも！

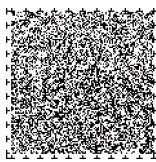
2012年

春 号



全国障害者総合福祉センター





←これは、SPコードです。  
専用読み取り装置の使用により、誌面の内容の音声出力  
が可能です。

## 第26回障害者による書道・写真全国コンテスト

写真部門 銀賞 「マシンと奏でるコンチェルト」  
三重県 河盛 進一

(作品PR)

スピード感のある写真が撮りたくて、最初は国道を行き交う車や電車を撮っていましたが、周囲の人の目が気になるので、地元のレース場まで行きました。

(寸評)

絞り込んでマシンをかっちり捕らえやや遅めのシャッタースピードでバックも道路も綺麗に流して、見事な腕前です。サーキットに出かける情熱に拍手。



このコンテストは、障害者の文化活動等の推進を図ることで技術の向上、自立への促進並びに積極的な社会参加を目的として、(公財)日本障害者リハビリテーション協会(全国障害者総合福祉センター)の主催により毎年開催されているものです。第26回を迎えた今回のコンテストでも、全国各地より273点(写真部門)にのぼる素晴らしい作品の数々が寄せられました。

## 目次

2012年春号

### ■特集：人生を豊かにする旅

- 障がいのある人の旅とのかかわり 小野 鎮 1  
旅のサポート①～人的サポートの可能性、今とこれから～ 久保田牧子 4  
旅のサポート②～情報支援を中心に～  
あなたの基準でバリアフリー観光を楽しむ  
一各地で活動するバリアフリーツアーセンター 中子富貴子 7

### ■レクリエーション

- こんな旅をしてみたいー安曇野・穂高への旅の夢 曽根原 純 10

### ■スポーツ

- フリークライミングはだれにでも！ 小林幸一郎 14

### ■ライフサポート

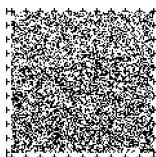
- 「社会保険Q&A」 高橋 利夫 17

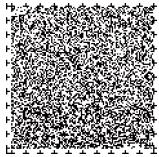
### ■最新行政情報

- 「障害者優先調達推進法」の概要について 厚生労働省 障害福祉課 18

### ■お知らせ

- 全国障害者総合福祉センター研修案内(平成24年9月～平成25年1月) 21





# 障がいのある人の旅とのかかわり

小野 鎮（まもる）

（もっと優しい旅への勉強会 事務局長）

## 障がいのある人の旅 初めての経験

英国のロンドンでは間もなくオリンピックが開催され、そのあと、パラリンピックが開かれる。そのマスコットは、マンデヴィル（ケン？）。パラリンピックの前身はストークマンデヴィル競技大会と呼ばれ、ロンドンから程近いストークマンデヴィル病院で車いす使用の入院患者によって行われたアーチェリー競技が起源だそうである。やがてストークマンデヴィル国際身体障害者スポーツ大会はオリンピック開催の地で行われるようになり、1964年（昭和39年）には東京で行われている。この年は、海外旅行が自由化され、東海道新幹線も営業開始、そして筆者が旅行会社に入社した年でもあった。次いで68年、イスラエルのテルアヴィヴ。この大会に出場する日本の選手たちを背負つて羽田空港のタラップを上って機内までお連れしたことが、筆者にとっては障害のある人の初めての旅行のお手伝いの経験であった。やがてこの国際身体障害者スポーツ大会は88年のソウル大会から正式にパラリンピックと呼称されるようになって現在に至っている。

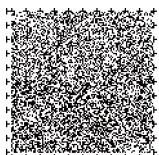
## 海外旅行ブームの到来

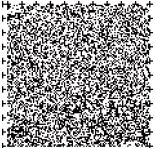
70年代から80年代にかけてわが国は高度経済成長が続き、欧米先進国へ様々な観察団がたくさん出かけた。またパッケージ旅行も盛んになり、空前の旅行ブームが起きていた。筆者は、福祉や医療関係のお世話をする機会が多く、この時代に海外で多くの障害者施設や医療施設を訪問した。訪

れた施設の入所者（当時はそう呼ばれていた）が夏や冬の旅行計画に目を輝かせていた様子に日本からの観察団員は羨ましそうに、あるいは驚いて本当なのか？と確かめたりしていたことを思い出す。欧米では、当時からすでに障害者の旅行もそれほど珍しいことではなかったということであろう。スイスではアルプスの山上の駅やレストランのトイレにも車いすマークがあった。こんなところまで車いすの旅行者も来ることができるのだ、と驚き、いつかは障害のあるお客様もお連れしたいと思っていた。

## ‘80年代 障がいのある人の旅づくり

脳性まひや重度の知的障害のある人など18人の車いすの方を含むグループをオーストラリアにお連れしたのは88年であった。この旅行は、準備に1年半を要した。宿泊施設、リフト付きバス、人工透析の必要な方などのための医療機関との連携も必要で長年の知り合いである現地側の協力が大きかった。それでも、当時は情報も少なく、旅行主催者と現地の下見を行って慎重に準備を進めていった。航空便の予約はさらに苦労した。当時、日本の航空会社は、肢体不自由などのお客様の予約について相談をすると、病状は？ 発作は？ 座位は保てるのか？ 医師の診断書は？ など驚くほどの質問や注文がつけられ、結局、外国の航空会社を利用した。その傾向はそれからも、しばらくはあまり変わらなかったような気がする。旅行会社だけでなく、航空





会社も障害のあるお客様の扱いに不慣れであったということであろう。

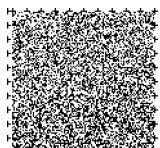
メルボルンの宿舎の芝生にみんなで仰向けになって南十字星を探したことが懐かしい。

### ‘90年代前半 スイスアルプスでの感動

その頃、重度の障害のある方などを核として合唱団が編成されて筆者も団員として加わり、ベートーヴェンの第九「歓喜の歌」に挑戦した。音域の狭い人達のために合唱指導の講師が第五パートを編曲して、本来の4つのパートと一体となってこれを歌うことになった。合唱における、今日で言うユニバーサルデザイン化と言ってもいいのではあるまい。90年4月、東京文化会館で開催されたコンサートは大成功。歌い終わったときの第五パートのメンバーの喜びは大きかった。93年にはベートーヴェンの生誕地ドイツのボンで現地の人々と第九を合唱し交流を深めた。コンサートの翌日、ボンからスイスのルツェルンへ。ティトリス山に上った。20数人の車いすの方を含む一行は万年雪の上に立って3020mの山頂からの雄大な風景を目の前にしてあげた大歓声は今も忘れられない。3年近い準備とそれまでの苦労、様々な障害のある方々をここまで案内できたということは旅行業務に携わってきた自分としては他の誰よりも大きな自信と喜びを覚えたような気がする。この経験が以後ますます障害者旅行に力を入れることにつながっていった。

### ‘90年代後半 高齢社会への突入とバリアフリー旅行普及の時代へ

90年代には高齢社会に突入し、高齢者に焦点をあてたシルバービジネスなどが次第に盛んになり、旅行も熟年世代に向けたものが意識されるようになっていった。宿泊施設や交通機関もシルバースターレジストリ登録制度やシルバーシートなど今で言う優先席が設けられるようになってきていた。一方では、91年に、障害者の旅



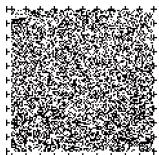
行について勉強したいということで旅行業、ジャーナリスト、障害のある人自身、福祉関係者、航空や鉄道に関わる人たちなどが集まって、「もっと優しい旅への勉強会」という会が発足した。様々なテーマについて語り合ったり、マスコミに訴えたりした。毎月の定例会には熱心なメンバーが集った。筆者も会の発足後間もなく入会し、20余年を経た今も事務局を務めている。

バリアフリーということばが次第に使われるようになり、1994年には、ハートビル法が制定された。そして、95年には、「すべての人には旅をする権利がある。旅には、自然の治癒力が備わっており、旅をする自由は、とりわけ障害者や高齢者など行動に不自由な人々にも貴重なものである。」という観光政策審議会の答申が出された。このことは、障害のある人たちの旅行への関心をいっそう高めるようになっていったと思われ、旅行業者の中には積極的にバリアフリー旅行に取り組むところもでてきたと記憶している。

90年代の終わりには、「観光産業は21世紀の基幹産業」として位置づけられ、わが国経済の振興策としても大きく採り上げられた。そして様々な施策が行われながら21世紀もすでに12年目。しかしながら、依然として日本経済の低迷が続き、湾岸戦争や世界各地で起きている紛争やテロ、SARSや新型インフルエンザなどの感染症の発生など世界中を震撼させる不安な社会情勢もあって期待通りの伸びが見られないことが残念である。

### そして、現代 ハード面の整備とソフト面の充実を求めて

このような時代にあってもバリアフリー旅行は、「いつでも自由にどこへでも」、そして「行けるところから行きたいところへ」という障害のある人自身の旅行に出かけたいという要望がより活発になってきた。国内外を問わず、旅に出かけた障害



のある方自身が旅の楽しさをいつそう強く感じられ、最近言われる「旅のチカラ」をより大きく意識されるようになってきたことをお聞きすることはさらに嬉しい。“バリアフリーからユニバーサルデザインへ”という考え方も次第に広まってきている。超高齢社会の進展と共に社会インフラはいつそうの整備が望まれる所以である。

2000年の交通バリアフリー法、02年の補助犬法、05年の旅行業法の改正やユニバーサルデザイン大綱、そして06年には、それまでのハートビル法と交通バリアフリー法が統合された新バリアフリー法、観光立国推進基本法などが制定されたこともあってわが国では公共の建造物や交通機関のバリアフリー化がここ数年、大きく進められている。特に大都市部に顕著とはいえ、これほど大規模、かつ急速にハード面の整備が進められている国は筆者が見る限り、世界的にも例が少ないのでないかと思う。大きな旅行会社では専門部署の設置や一方では専門の旅行会社やNPOによるバリアフリーツアーセンターなどが設置されてバリアフリー旅行や介護旅行に力を入れるようになっており、以前に比べると旅行のための窓口もさらに拡がってきていていると言えよう。

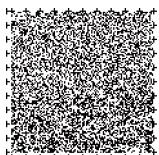
## これからの課題

内閣府の調査<sup>(\*)1</sup>では、これからの生活の力点として、レジャーや余暇生活の充実を望む人が多く、さらにその中をみると海外と国内をあわせた旅行が全体の57%あり、旅行への潜在需要がきわめて大きいことがわかる。障害のある人や高齢者にとってはその願いはさらに顕著であろうことは容易に想像がつく。しかも、従来のような団体旅行ではなく個人の趣味や学習、体験などを目的としてその分野もグリーンツーリズムやエコツーリズム、スポーツ観戦や世界遺産・産業遺産観光などさまざまなニューツーリズムを志向する傾向がいつそう強まっている。それだけに、様々な情報が求められるし、宿泊や交通運輸機関も情報

発信ということについてはそれぞれに力を入れてきている。しかしながら、その情報は、必ずしも満足のいくものではないことが多いと聞く。ホテルや観光施設がバリアフリーを謳っていても、いざ行ってみると段差があったとか、期待通りの設備やサービスが提供されず、不満足な結果に終わったと聞くことが多い。これは、発信側と受信側の認識の違いや細かな要求が満たされないことから生ずる不幸な例ではないだろうか。ハード面の整備が進められる一方で、様々な情報を活かすこと、人材の養成、施設や設備、サービスを使いこなす技術、細やかな気配りなど、すなわちソフト面の充実を促すことで文字通りバリアフリーを実現することにつながり、それは近年言われるところのユニバーサル・ツーリズムの普及につながっていくと考える。

観光立国推進に力が入れられている今、わが国のバリアフリー旅行情報は、国内ではかなり得やすくなってきてているとは聞くが、海外への発信という点からはまだあまり充実しているとはいえないような気がする。米国には、SATH (Society for Accessible Travel and Hospitality)、スイスにはMIS (Mobility International Switzerland)、英国にはTFA (Tourism for All)あるいはRADAR (Royal Association for Disability and Rehabilitation)といったような団体や組織が障害のある人の旅行に関する様々な情報やヒントを発信して重宝されている。わが国には、多くの観光資源があり、豊かな日本文化や自然を探勝してもらうためにも海外から障害のある旅行者にももっと来てもらいたい。より多く関心をもっていただき、理解していただくためにも英語だけでなく、韓国語、中国語などを含めた幅広いバリアフリー（旅行）情報を発信することが望まれていると思う。

(\*)1 内閣府政府広報室「国民生活に関する世論調査」ならびに社会経済生産性本部「レジャー白書2010」より。



# 「旅のサポート」①

## ～人的サポートの可能性、今とこれから～

NPO法人高齢者・障がい者の旅をサポートする会

久保田 牧子

今から5年前、ご主人が病気によって中途障害になられたご夫婦との出会いがあり、それがきっかけとなって「NPO法人高齢者・障がい者の旅をサポートする会」を立ち上げることになりました。

人を人としてお手伝いするのに、どんなにがんばっても一人ですることには限度があります。例えば、毎日休まずがんばれば365名(!)の方をサポートすることが出来るわけですが、まさかサポートの依頼がそんなに都合良く行くわけもありません。旅行シーズンは春と秋ですから…。

皆に手伝ってもらおう！ 人の役に立ちたいと思っている人がいるに違いない、と思って続いているうちに、いまや、仲間“旅サポーター”が男女合わせて121名になりました。

### ●どうして人的サポートが必要なのか

どこへ行っても誰にでも優しい町というのはどのような町でしょうか。

それは理想的ですが、何をどのようにすれば誰にでも優しいのかというと、なかなか難しいのです。

#### 1. 人によって違う障害

例えば、歩道について考えてみます。

歩道はたいてい車道より高くなっています。車椅子利用の方にとって歩道と車道の段差はとても不便です。車椅子を介助する方は、段差を解消するために車椅子のティッピングバーをギュッと踏み込んで前輪を上げなくてはなりません。電動の方は5センチぐらいの段差なら動力で上がれるようですが、それ以上だと無理で、歩道と車道の境目の段差はなくすべきだという意見が出てきます。ところが目の不自由な方から見れば、境目の段差は歩道と車道を確認できる手段なのです。この境目がないと、もしかしたら間違って車道へ出て行き、命の危険にさらされるかもしれません。

#### 2. ハードがだめならソフトがある！

このように、同じ条件でも、ある人にとってはよいものがある人に

とっては困る、ということもあるのです。障害については目に見える違いで判断する場合が多いかも知れませんが、外見からは同じように見える障害でも個々に違う場合の方が多いのです。これはまったくパーソナルなもので、そういうこと 자체を理解しなければいけないと、私たちはとらえています。ハード面が用意周到にされたものでも人によってはバリアになりうるということがお分かりいただけたかと思います。

場所によってはバリアを取り除くことが出来ない条件があります。例えば、国宝級の建物は勝手に形を変えることが出来ませんし、また立地条件など物理的にも無理な場合があります。四国霊場八十八箇所巡りでは、山の上にお寺が建てられていると百段以上の階段を登らなくてはならないわけですが、山が険しくてスロープを作るなんてことは無理だとわかります。また、百段以上の階段は急勾配ならゴンドラや山をくりぬいてエレベーターを設置しようとすると莫大な費用がかかります。車椅子利用、杖歩行だけれど何とかおまいりしたいときはどうするかというと、車椅子に乗ったままで持ち上げてもらうか、誰かにおぶってもらって上るしかないのです。(霊場によってはかごもありますが… ) いずれにせよこの場面で力を発揮するのが人の力です。

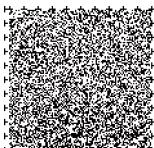
つまりハードがだめならソフトがあるさ！ というわけです。

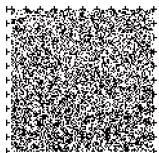
### ●旅や外出のお手伝いとは

そこで、当法人では障害のある方々の外出や旅行に同行してサポートができる方をご紹介しています。一人旅の同行、家族旅行ではあるけれど2人とも障害のある場合や、高齢である場合などは二人旅もなかなか実現できません。

先日、結婚記念日には必ず決まったホテルに1泊して、翌日決まったレストランで食事をしているご夫婦のサポートをさせていただきました。

ご主人は体調がいいときは車椅子利用ではあるものの、心身ともにしっかりしているのですが、





ちょっと悪くなるとほとんど意識を失ったのと同じ状態になります。とはいっても、ご主人がぜひ行きたい！ 奥様も連れて行きたい！ そこで、当NPOの旅サポーターに依頼がきました。

家から東京駅まで移送サービスでいらっしゃり、そこからJRで目的地まで行きました。ご主人が体が大きい方だったので、入浴などのサポートもあるということで男性2名でのサポートでした。二人介助で大きい浴場で温泉に入り、いつものレストランで食事も出来て、大喜びで帰っていらっしゃいました。旅行中もやはり調子が悪い状態にたびたびなられたのですが、男性2人がいましたので奥様も心が落ち着いていられたし、ゆっくり旅を楽しめたといいます。介助者のレスパイト（休息）も上手くいったというわけですね。

上記のように全行程の同行介助が今まで多かったのですが、最近では地方から上京していらっしゃる方々の東京でのサポート（着地サポート）が増えています。

旅のサポートといってはいますが、私たちは自宅から1歩出れば旅とみなし、外出支援も行っています。映画やショッピング、花見からコーヒーを飲みに行く、病院への付き添い、と外出関係なら何でも大丈夫。でも、旅サポーターには女性が多いこともあり、深夜の外出や風俗店などへのサポートはお断りしています。

高齢の脳性マヒの女性から、耳が悪いので、呼ばれたときが分からぬると、医師が言っていることが良く聞こえないので病院にいる間中一緒にいて欲しい、という依頼を受けたことがあります。

実は、障害福祉ではガイドヘルプサービス（移動介護／日常必要外出）など外出を支援するサービスがあります（各行政によって多少扱い方が違うのかもしれません）。ところが介護保険においては、それと同じような外出に対するサービスはありません。例えば、身体介護サービスで通院をホームヘルパーに同行してもらいますが、病院へ送つたらそこでヘルパーの仕事は終わりで、病院内は院内看護師や介護士、事務職などにまかされるのです。とはいっても、上記のような方の場合でも、病院職員が付きつきりは不可能です。そこで、前記したように、旅に対する解釈を大きく広げて、お手伝いしたいと思っているのです。

### ■お手伝いする介助の内容

1. 出発地から帰着地までの送り迎え
2. 移動（車椅子、杖歩行介助）
3. 乗り物の乗降
4. ベッドやトイレ、電車・バス等のシートへの移乗
5. 入浴、排泄介助

### 6. 衣服の着脱

### 7. 食事介助 などです。

就寝中の介助（就寝中の体位交換や就寝後のトイレ）は出来ないということになっております。とはいっても、旅行中のことですから、そのあたりについてはご相談ください。と、利用案内には書かせていただいている。



釧路川でのカヌー体験

## ●全行程同行と着地サポートのメリット・デメリット

旅に行きたい！ 同行する人も決まったとしましょう。全行程同行サポートと着地サポートの違い、長所短所を考えてみましょう。

### <全行程同行の場合>

**メリット1** 出発前に顔合わせしてお互いが知り合える

出発時には互いに旧知の友人同士のようなムードで、楽しく出かけられます。

**メリット2** 介助の方法などを前もって教えてもらえる

旅行中の介助がよりスムーズに行えます。

**メリット3** 旅行中、より良く知り合える

長い時間一緒に居ることから気心が知れますし、信頼も深まるので旅行そのものをお互いにより楽しめるでしょう。

もちろん、デメリットがないわけではありません。

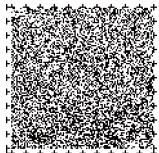
**デメリット1** 経費がかかる。

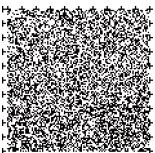
利用者は旅サポーターの分の出発から帰着までの交通費、宿泊費を負担しなくてはなりません。つまり1人分余分に支払うことになります。

**デメリット2** お互いが上手くいかなくて、旅行の最後まで一緒にいなくてはならない。

旅サポーターを替えて！ というわけにはいきません。

### <着地サポートの場合>





**メリット1 その地を知っている**  
到着地点でサポートーが待ってくれるというのは安心なものです。彼らはその地に住んでいるのですからその土地を良く知っています。A地点は地図には書かれていなければ道がすごく悪くて車椅子利用者にも杖歩行の方にも困難、などの情報を持っています。また、前もって調べてくれますから移動がスムーズです。抜け道や近道なんかも知っているかもしれません。

#### メリット2 経費が安くなる

現地に住んでいるので、往復の交通費がかかりません。また、宿泊費がかからない場合もあります。

#### メリット3 穴場案内！

現地の人なので、おいしいところや景色のよいところを案内してくれるでしょう。一般の既製品旅行ではない旅を楽しめると思います。

#### デメリット1

出発点から帰着点までの長い移動時間は付き添いがないので、少々心細いかもしれないのと同時に、トラブルが起こったときが困ります。

#### デメリット2

出発前の顔合わせや介助方法を教えてもらうことが出来ません。



出雲旅行での食事風景

### ●有償か？無償か？事故に対する保障は？

課題は？と問われれば、サポートに対する報酬と事故に対する保障をどうするかの2点です。

サポートに対する報酬に関していえば、当法人では、今年から有償になりました。これは、前々からご利用してくださった方々から「無償だと頼むのをためらう」「何か御礼をしなくてはと気を遣う」などという声を多くいただいたからです。

このことにより、旅サポートーの方々には多少の謝礼金を渡せるようになったのですが、利用者としてリピートしてくださった方の中には、経済的な

負担がかかり、利用が思うようにならなくなつた方もいます。

もうひとつの問題である事故に対する保障ですが、1つには当法人では、ボランティア保険に加入しています。サポートする側、される側の両サイドに保障があるものです。当法人がかける金額では、十分な金額の保障ではないことは承知しているのですが、会の費用でまかなっているので、これ以上高いものに加入できません。ここでも課題が噴出！ 旅サポートーから保険料をもらえばよいという声も出ています。

もっとも重症の障害のある方のサポートの場合をお話しましょう。

ALS(筋萎縮性側索硬化症)男性のサポートです。呼吸器をつけており、それが命綱です。彼は、呼吸器がはずれて1~2分で失神するとおっしゃいます。全介助です。もちろん夜間の体位交換もあります。海外への出張(7~10日間)の時に旅サポートーがお供しています。出かける前に念書を取り交わしています。しかし、これが法律的にどこまで効力があるのかは分かりません。その方が帰国なさると、本当にほっとします。

### ●日本全国で旅のサポートをする人を養成しよう！

課題は山盛りの私たちですが、旅サポートーを日本全国に増やそうと、今年からプロジェクトを立ち上げました。プロジェクト、などと大げさに言っていますが、ただ、全国で旅サポートーの養成講座をしよう！というだけなのです。

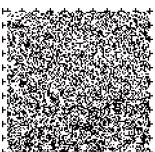
どうしてそんなことを考えたのかというと、前記の<着地サポートの場合>のメリット1. 2. 3を思い出してください。全行程の同行だとこれも前記したように旅費が1人分余分にかかってしまいます。着地点に旅サポートーがいれば、交通費や宿泊費などの旅の大半を占める経費がほとんどかからず、さらにその地のことを良く知っている人たちがサポートーなのですから、障害のある方々をはじめ、誰もがその旅をもっと安心して楽しめるでしょう。

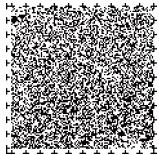
“旅”は非日常を味わえる楽しいものです。それをよりいっそう楽しんでもらえる環境、特に人のサポート環境を作るのが私ども「NPO法人高齢者・障がい者の旅をサポートする会」の願いでもあり、使命だと考えています。

誰もが、いつだってどこへだって、旅へ出かける権利があります。

楽しい旅に出かけましょう。

旅のご相談応じます！ ゼひ、ご相談ください。





## 旅のサポート② ~情報支援を中心に~ あなたの基準でバリアフリー観光を楽しむ —各地で活動するバリアフリーツアーセンター—

NPO法人日本バリアフリー観光推進機構事務局

神戸夙川学院大学講師

中子 富貴子

### パーソナルバリアフリー基準という「新しい基準」

障がいのある人が旅行をする際、旅先がどの程度バリアフリーになっているかは不安な点です。バリアフリー旅行の情報は以前に比べて多くなり、比較的簡単に手に入るようになりました。

しかし、入手できるバリアフリー情報は本当に役に立っているでしょうか。確かに情報は多くなりましたが、それは一般的なバリアフリーの状況を伝えているにすぎないのではないかでしょうか。例えば、宿泊施設では車いす対応の部屋やトイレの案内はありますが、逆に施設内でバリアフリーになっていない点についての案内は多くありません。バリアフリールームがあっても、大浴場やラウンジを利用できなかったという例も多くあります。また、車いす対応の部屋と言われても、車いすのタイプや大きさ、人によって障がいの状況が異なるため、「それは私にとって使えるの?」と思うことが多いのではないかでしょうか。本当に必要なのは、バリアフリーかどうかではなく、自分にとって使えるかどうかではないでしょうか。

もちろん、法令に従ったバリアフリーの設備や正確な情報発信はサービス提供側に求められます。しかし、利用者にとってはもう一步踏み込んで「自分にとってどうなのか?」が知りたい点です。人によっては少々のバリアでも大丈夫な場合もあります。1人で行くのか、団体で行くのか、介助者がいるのかなど、状況によっても変わります。介助者がいる場合は多少のバリアがあっても問題ないこともあります。

このような「自分の基準」を徹底させる考え方、「パーソナルバリアフリー基準」です。それは、バリアフリーの基準は使う人それぞれによって違うという考え方から出発しています。

### 旅のバリアをどう乗り越えるか

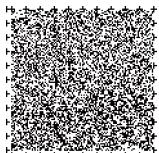
巷にあふれる一般的なバリアフリーの情報は、「バリアフリー」な点を宣伝します。しかし、バリアフリーツアーセンターが行うバリアフリー調査では、地元の「バリア」も詳しく調べます。なぜなら、「バリアフリー」とはバリアがどのようなものか? そのバリアをどのように超えられるか? によって異なってくるからです。

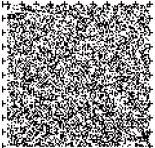
ですからバリアフリーとともに、どのようなバリアの状況があるのかを把握しておき、利用者の要望や状況に沿った適切なアドバイスを行うことが最も必要だと考えています。旅におけるバリアは文化や景観の演出として必要なこともあります。例えば、神社の玉砂利や岩で囲まれた露天風呂など、これらをすべてコンクリートで固めてしまったらどうでしょう。旅館がまるで病院のように手すりだらけの施設になってしまったら、旅の気分を味わえるでしょうか。旅にバリアはあるものだということも意識して、それらを工夫して乗り越えれば、旅行の楽しみも広がるはずです。

旅の達成感や充実感は、何らかのバリアを超えたところにあります。山登りなどはその典型です。障がいがあるからそれをあきらめろということにはなりません。障がいがあってもその人なりに乗り越える方法を考えれば良いのです。パーソナルバリアフリー基準とは、旅の目的を達成させ、楽しみを得るために一人一人に寄り添ってサポートをするためのものです。

### 情報提供のパイオニア、伊勢志摩バリアフリーツアーセンターと全国組織の日本バリアフリー観光推進機構

このような考え方へ沿って旅行者に情報提供を行う「バリアフリーツ





アーセンター」が全国各地で活動をしています。

現在、日本バリアフリー観光推進機構のメンバーとなっている各地のバリアフリーツアーセンターは北海道から沖縄まで全国13地域にあります（表参照）。活動の始まりは、三重県鳥羽市の「NPO 法人 伊勢志摩バリアフリーツアーセンター」でした。すでに10年あまりにわたって活動を行っています。センターの活動によって、行政や宿泊・観光施設の障がいのある観光客への対応も進み、高い評価も得ています。

伊勢志摩バリアフリーツアーセンターは、近鉄鳥羽駅に隣接する商業ビル1Fにあり、カウンターで利用者への案内を行っています。また、無料で車いす、ベビーカーの貸し出し業務も行っています。当日来られた利用者にとっては地元の観光バリアフリー情報の窓口として機能していますが、センターの本領が発揮されているのはホームページでの情報発信と事前相談、そのために必要な現地調査、地元でのアドバイザーとしての役割です。

そもそも「パーソナルバリアフリー基準」という考え方を作り出し実践に結びつけたのが伊勢志摩バリアフリーツアーセンターでした。この考え方方が現在の各地のバリアフリーツアーセンターの活動における共通の規格になっています。パーソナルバリアフリー基準にとって必要なことは、それぞれの「私にとっての基準」です。それに応えるために、事前に地元の観光・宿泊施設、交通機関などのバリアフリー調査を地元障がい者らと共にを行い、それらの豊富な情報をまとめ、ホームページで発信しています。また電話やファックス、メールなどによるバリアフリー旅行の問い合わせに、専門スタッフが対応しています。これらはすべて無料で行われ、行き先のアドバイスや状況説明、宿泊施設の予約代行、入浴介助ヘルパー紹介なども行います。

また観光事業者を対象とした研修やバリアフリー改修事業のアドバイスも行い、地元の観光バリアフリー化にも力を入れています。

その活動に刺激を受けた各地の熱意ある人や団体が、バリアフリーツアーセンターを作り全国に広がりました。そして、この動きをさらにもっと

多くの地に広げ、各地のセンターを結びつけることで利用客の利便性をより高めようと作られたのが、「NPO

法人日本バリアフリー観光推進機構」です。各地にバリアフリーツアーセンターがあることで、その地域のバリアフリー化が進みます。それだけでなく、各地の情報が共有化されることで、利用者は全国のバリアフリーの状況を手に入れることができます。ここまで各地にバリアフリーツアーセンターが増え、ネットワーク組織としてできあがってきたことは、現在の日本でどれほどバリアフリー観光に対するニーズが多いかを証明しています。



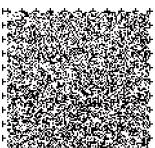
地元施設のバリアフリー調査風景

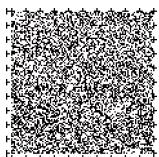
## 情報をうまく活用して楽しい旅を！

それでは、このような全国のバリアフリーツアーセンターをうまく活用するにはどうすればいいでしょうか。伊勢志摩バリアフリーツアーセンターを例にご説明しましょう。

パーソナルバリアフリー基準の優れているところは、まさに「あなたにとっての基準」で情報が入手できるという点にあります。相談の時にはまず、旅の目的や何をしたいのかご希望をお伝えください。バリアフリーツアーセンターでは、単にバリアフリーなところを紹介するのではなく、行きたいところ、したいこと、見たい場所などをお聞きするところから始まります。その上で、障がいの状況や不安に感じる点などをお聞かせ頂いています。

例えば伊勢神宮に行きたいとします。おそらく砂利道になっているはず、石段もあるはず、そもそも駅から神宮までどのように行けばいいのか、など、いろいろと不安要素もあるでしょう。その場合、通常は伊勢神宮に問い合わせたり、人に聞いたり、いろいろと情報収集をします。またその日の夜はどこのホテルに泊まるのか、参拝の後ど





ここでお土産を買って食事をしようかなど、スケジュールを立てる上で考えることは多くなります。それをすべてひとつひとつ問い合わせをするのは大変です。

バリアフリーツアーセンターにお問い合わせ頂ければ、それらのことがすべて一度に得られます。その他、参拝専用の車いすの貸し出しがあることや、石段の形状、参拝の所要時間などもお伝えします。その上、障がいの状態や旅行形態もお聞きすることで、より適切なアドバイスができます。もしご高齢のご夫妻でどちらかが車いすの場合、お一人の介助だけでは不安だということになれば、バリアフリーツアーセンターで参拝サポートのボランティアを手配することもできます。

このように、ただ現場の状況をお知らせするだけでなく、必要に応じてボランティアの手配など出来る限りの対応をするのがバリアフリーツアーセンターの役割です。また、宿泊施設や飲食店をご紹介する時は、いくつか候補を挙げてご案内し利用者に選んで頂けるようになっています。

その他、伊勢志摩バリアフリーツアーセンターはアクティビティにも力を入れています。伊勢志摩の祭りや自然・スポーツなど、その魅力を楽しんで欲しいという思いからこのような活動もしています。例えば、伊勢志摩では、車いす対応のトイレのある美しい海水浴場も多数あり、センターが所有する砂浜の移動も可能な車いす（ランディーズ・ヒッポキャンプ）の貸し出しも行っています。



伊勢志摩バリアフリーツアーセンタースタッフ

## もっと旅にでよう！

このように、バリアフリーツアーセンターがあることで、どれほど障がい者や高齢者の旅がスムーズで快適になるかおわかりいただけるでしょ

う。このような活動拠点がさらに多くの観光地にできることは今後の日本の観光地整備には必要です。

バリアフリーツアーセンターへのご相談は無料ですみます。相談してアドバイスを受けることで旅の不安が軽減され、より快適になるのだとしたら、このようなバリアフリーツアーセンターを利用しない手はありません。最も重要なことは、その人にとっての選択肢が増えることです。自分で行くのか、介助が必要なのか、旅行会社のツアーがいいのか、それぞれの人が自分で判断でき、思い思いの旅を楽しむことができる環境が各地に整いつつあります。

多くの人がバリアフリーツアーセンターを利用することで、障がい者のニーズが観光地に伝わります。観光地やサービス事業者、ひいては日本社会がさらに積極的に障がい者や高齢者の旅を理解するためにも、もっと外にでて旅を楽しんでください。各地のバリアフリーツアーセンターがそのお手伝いをします。

### ◆NPO 法人日本バリアフリー観光推進機構：

機構のホームページでは各地のセンターの案内、バリアフリー情報を提供しています。

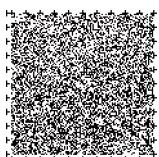
<http://barifuri.jp/portal/>

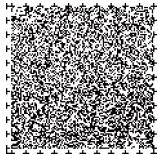
### ◆伊勢志摩バリアフリーツアーセンター：

<http://www.barifuri.com/>

## <表>各地相談センター（2012年6月30日現在）

観光地	相談センター
旭川市周辺／北海道	カムイ大雪バリアフリーツアーセンター
仙台市（宮城県）	ゆにふりみやぎ
福島県	ふくしまバリアフリーツアーセンター
東京都／関東	東京バリアフリーツアーセンター 高齢者・障がい者の旅をサポートする会
伊豆（静岡県）	伊豆バリアフリーツアーセンター
伊勢志摩（三重県）	伊勢志摩バリアフリーツアーセンター
鳥取県	トラベルフレンズとっとり
島根県	松江/山陰バリアフリーツアーセンター
吳市（広島県）	吳バリアフリーツアーセンター
新居浜市（愛媛県）	四国バリアフリーツアーセンター
福岡県	バリアフリーネットワーク九州会議
佐賀県	佐賀嬉野バリアフリーツアーセンター
沖縄県	沖縄バリアフリーツアーセンター





# こんな旅をしてみたいー安曇野・穂高への旅の夢

もっと優しい旅への勉強会

副代表 曽根原 純

黒澤明監督の映画作品「夢」は、「こんな夢を見た」という字幕から始まり、その作品の中の「水車のある村」のロケは安曇野のわさび田で行われました。これから書かせていただく旅は、所詮、夢でしかないのかもしれません。それでもバリアをどうするのかという解決策に関しては、願望は含まれますが、全くの絵空事ではないと思われます。どこまでが現実として可能で、どこからが夢想に過ぎないかは、およよその察しはつくと思いますが、あえて種明かしはしません。

## はしご車に乗ってお城見物！

2012年5月下旬のある日、私は初夏の好天に誘われるよう二泊三日の旅に出た。

ここで私の障害について記しておく。脳性まひとその二次障害としての頸椎症のため7年前から電動車椅子を使用。つかまり歩きは可能で、しっかりした手すりがあれば階段の昇降も多少可能であるが、バランスがとりにくいため実用的な歩行はできないという現状である。旅行で介助者をつけることはない。

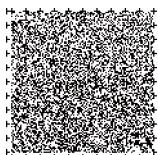
一日目、新宿からの特急あずさで松本駅に10:38

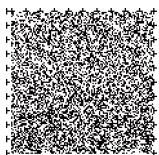
に到着して、今ではちょっとした駅ではありふれた設備となっているエ

レベーターを使って外に出る。そこからは、まず国宝・松本城に向かうこととした。

松本城までは、バスやタクシーも利用できるのであるが、案内板を見ると徒歩でも15分程度ということなので、街の風景を楽しみながら、電動車椅子を走らせることにした。途中、おいしそうな蕎麦屋に入って、早めの昼食をとったので、お城の入り口には11:30に到着した。

ここは、しっかりとバリアフリー化されていて、車椅子でも本丸庭園などしっかりと楽しむことができる。お城の本体に入って、そこで展示を見学することもできる。唯一残念なことは、天守閣へ登るための階段が急勾配で、しかも迷路のように入り組んでいることである。国宝建造物であるので、エレベーターをつければしまうと、文化財としての価値が薄らいでしまうと思われる。説明のために付き添ってくださっていた方に「苦情ではないですよ。難しいことは承知していますから」とお断りしてからそのことを話すと、その方は「確かにそうなんですよね。その辺、私どもも検討中でして、ちょうど消防から古いはしご車が払い下げになったので、それを車椅子の方やご高齢の方のために使えないかと考えているんです。あつ、お時間あるようでしたら、モニターをお願いでき





ませんか」という意外な答えが返ってきた。少し怖いとは思いながらも、私はそのことを了解した。

15分ほど待っていると、カゴが用意された。車椅子のまま中に入ると、はしご車が横付けとなり、かごを引っ張り上げてくれた。確かに、この方法であれば、国宝のお城には何の物理的な影響も及ぼすことなく、30メートルの天守閣の高さのところまで行くことができる。そこからの四方の山々特に北アルプスや松本市内の眺めは絶景であった。説明と安全のために係員が同乗してくれたということもあって、高所恐怖症気味の私でも意外にそれほどの怖さは感じなかった。

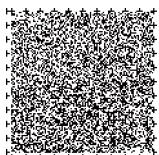
## ゆかりの学校でタイムスリップ！

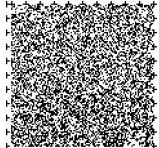
13:30にお城を出て、途中、国の重要文化財に指定されている旧開智学校を横目で見ながら、14:00に松本深志高校の正門前に到着。ここの建物も国の重要文化財である。なぜ、ここに足を運んだかは、二日目の西穂高岳への予定とも無関係ではない。私が中学三年であった40年以上前に、仲の良かった従兄が、在校中に西穂高岳落雷遭難事故で亡くなったということがあり、彼にゆかりのあるところを訪ねてみたいと思ったからである。それは私の長年の夢であったが、実現困難であると周囲から思い込まされていたのかもしれなかった。また、私自身も、必ずしも諦めということではなかったにしても、それほど疑問を感じることなく、実現困難であると言われることに安住してしまっていたのかもしれなかつたが、勤務先では定年とされる60に近い年齢になって、人生を振り返ってみると、ひょっとして彼の見えない手が要所要所

で私を支えていてくれたのではない  
かとも思うようになった。そんな積  
年の思いが、私を今回の旅に駆り立てたのであ  
る。

門の横の守衛さんのところで少し事情を話すと、「今日は土曜日なのですが、グラウンドでサッカーの試合をしていますので、応援のために教頭先生はお見えになっています。呼んで来ますので少しお待ちください」と言って、私を応接室に案内してくれた。その建物は古さを感じさせ、応接室は一階にあるにもかかわらず、玄関には二段の段差があり、守衛さんは少しすまなそうな顔を見せながら車椅子を引き上げてくれた。そこに飾られていた歴代の校長先生の写真などを拝見していると、5分ほどで教頭先生がそこに入ってきた。私が突然の訪問を詫びると、教頭先生は、「今、事情はお伺いしました。残念でしたでしょうね。実は、私、あの事故でお亡くなりになった方々と同期だったんです。あのとき山に登る準備もしていたのですが、父親が前日に倒れましてね。それで行かれなかつたんです。お亡くなりになった方のお名前お聞かせいただけませんか?」と尋ねてきた。私が「山田まもるですが」と答えると、「山田君ならよく覚えていますよ。地理の達人で、社会科の先生からも一目置かれていましたから」と教頭先生はなつかしそうな表情を見せながら言った。私はそのとき40年以上をタイムスリップしたような感覚に取りつかれていた。

教頭先生は、「もし、よろしければ、こここの校舎と講堂を一回りしませんか? 国の重要文化財に指定されているんです。

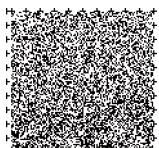




車椅子は、そろそろ試合が終わるんで、サッカーチームの生徒たちに頼んで持ち上げてもらいますから」と言ってくれた。私は、階段で車椅子を持ち上げられることは、いつもはできれば避けたいと思っているのであるが。今回だけは、喜んで、そうしてもらうことにした。外観はもちろん、廊下も教室も階段も明治時代そのままの建築様式であり、それが現在でもそのまま使われていることに私は驚きを感じたが、一方で、手すりさえつけられないような重要文化財の建物であるがゆえに、受験や入学を拒否された障害者もいたのではないかとふと思った。そこは早稲田大学にまぐれで入った私であればクリアできたのかもしれない(?)が、難関の名門進学校である。

生徒さんたち、教頭先生、守衛さんに精いっぱいのお礼の気持ちを伝えて、16:30に深志高校を後にして松本駅に戻り、そこから大糸線で穂高駅に向かった。車窓からはあちらこちらに雪の残っている北アルプスの山々を眺めることができた。今年の残雪は例年よりもかなり多いらしい。穂高駅には17:53に到着。

駅前でタクシーに乗り、「ここから近いところのホテルなんですが、行くまで30分ぐらい景色のいいところ回ってください」と運転手さんにお願いすると、夕暮れの穂高神社と映画のロケのあったわさび田を回ってくれた。18:40、暗くなりかかっていた中をホテルにチェック・イン。



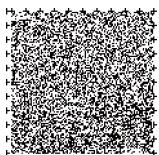
## キャタピラー車で穂高の山に登る?!

二日目は、朝6:00に起きて、朝食を済ませ、7:00前にホテルに呼んでおいたタクシーで岐阜県側の新穂高ロープウェイの入り口に向かった。バスや鉄道よりは費用面では格別に割高となるが、時間や乗り換えの手間などを考えると、やはりタクシーが便利である。

ロープウェイを2本乗り継いで、標高2,156メートルの西穂高口駅に10:40に到着。その4つの駅はいずれもバリアフリーではなかったが、周りの山男たちが気持ちよく車椅子を引っ張り上げてくれた。駅の展望台からは西穂高岳の全容を見渡すことができる。ただ、東京の真冬以上に寒いので、しっかりとした防寒対策が必要である。ここから引き返しても、今回のような目的がなければ、私としては観光目的の旅として十分に満足できたのかもしれなかった。

駅には、事前に相談して予定を伝えておいた西穂山荘の管理人さんが荷物運搬用のキャタピラーカーを運転して出迎えてくれた。多かった残雪が消えて数日前からようやく使えるようになったとのことであった。

ここから西穂山荘(2,385メートル)を経由して独立標高点(2,701メートル)までは、登山の入門コースとして、子供連れでも行くことができるとのことである。帰り、山荘まで戻るとすると、徒步では8時間程度かかり、これからだと夕暮れに間に合うかどうかということであったが、キャタピラーカーを使うので、多少は時間を短くできるのではないかということであった。私は、車椅子を荷台に置き、車の助手席に乗り込んだ。風よけが



ないため、顔が本当に寒く感じられた。途中山荘に立ち寄って、車椅子を預けた。

山荘で20分程度休憩して、また登りはじめた。前よりは多少急勾配である。揺れもあるので快適とは言えないまでも、順調に登っているものと思っていると、管理人さんが、「ここからは岩場もありますし、雪も残っていますので無理ですね。上まで20分程度ですので、背負わせていただきます。実は、この車でも全部は無理ということは承知していたのですが、今回のあなた様の目的にジーンとくるものがありまして、事前の連絡のときがあえて申し上げなかつたんです。私自身、深志ではなかつたのですが、同じ長野県の高校生として、あの事故にはショックを受けましたから」と、うっすらと目に涙を浮かべながら言ってくれた。私はその管理人さんの配慮ある言葉に感激し、思わず声を上げて泣きだしてしまった。そのあと、管理人さんの背中に、感謝しながらも喜んでおんぶさせていただいたことは、もちろんであった。

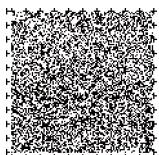
事故で亡くなった11人の高校生の慰靈碑は、意外なほど小さく、独立標高点から少し下ったところの岩場にあった。私は、そのような岩場では立つことさえもできないので、管理人さんの背中におぶわれたまま手を合わせて、11人の冥福を祈った。

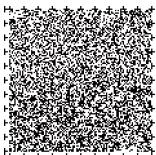
西穂山荘に戻ったのが17:00過ぎ。事前の予定通り、一泊させていただいた。そこは建物自体は建て替えられているが、11人の遺体が遭難現場から初めて運び込まれた場所でもある。私は、その夜、空気が薄かったためであろうか、頭痛を起こしてしまい、それほど眠ることはできなかつたが、う

とうとしたときの夢の中に従兄の面影を感じ、思わず彼に声をかけようとしていた。それはひょっとすると霊的なものであったのかもしれない。山荘では部屋にトイレがないと事前に聞いていたので、夜の小用は持参したビニールの簡易トイレを使用した。

三日目は、朝9:00に山荘を出発し、あたかも子供のころ従兄の家からさみしい気持ちで東京に戻るときのように、管理人さんとの別れを惜しみながらロープウェイで山を下りた。新穂高からは、二日目と違つて、時間の縛りもないの、バスと松本電鉄の電車を使って松本に出て、松本駅周辺で食事や買い物をしてから、新宿に向かった。

**以上の旅は全くのフィクションです。ただ、実現は極めて困難なのかもしれません、個人的にこんな旅行をしたいという夢を私は持っています。どうしようもないバリアをどうするのか?それには、非常時の対応とも通じるものがあると思います。東日本大震災のときには、東京でも、多くの車椅子使用者がエレベーターを使えないために移動困難になりました。そのような状況で、障害のある人、ない人双方に求められるのは、人間の尊厳を極力損なうことのない人間の力であり、英知であると私は思います。**





# フリークライミングはだれにでも！



NPO法人モンキーマジック

小林 幸一郎

## 「私にも出来ますか？」

よく「フリークライミングやりましょう！」とお誘いするとよくあるお返事のひとつがこれ。「私にもわかりません、まずはやってみましょう！」が私からのお誘いのお返事。

そしてもうひとつ多いのが、「最近運動していないから…」「おなかの肉が重く力がないから…」という、最初から無理だと決めててしまうお返事。これに対しては、「どうしてやる前から、出来ないと決めちゃうんですか？　やってみないとわからないですよ！」

「自信を持って、やってみましょう！」とまずはいろいろな方をお誘いすることのできるスポーツ、それがフリークライミングなのです。

私がご一緒に、楽しんで帰っていただいたらしく、すっかり虜になった方は、4歳から82歳まで。この記事をお読みいただく方のほとんどはこの中に当てはまりませんか？

さあ、フリークライミングやりましょう！

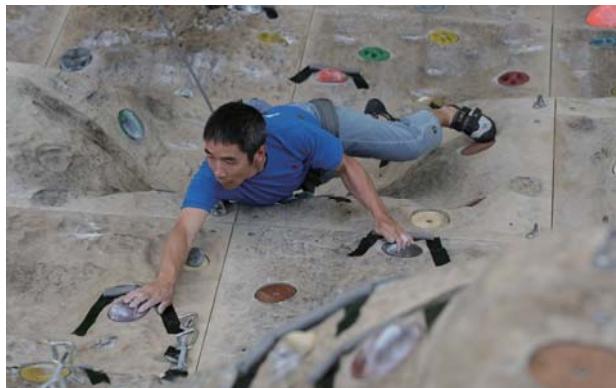
## フリークライミングって？

フリークライミングは、自然の岩や人工壁を、手や足など人工的な手段を用いて登るスポーツのことです。高さや環境などにより、ロープやマット等を使用し、安全確保をします。「リード」や「トップロープ」と呼ばれるロープで安全確保して登るスタイルや「ボルダリング（後述）」などさまざまなお楽しみ方があります。

基本的なものは同じで上述のように人

間本来の力で登るという岩や壁を登る登り方のことと、ロープを使うか否か、屋内か自然の岩か、などは関係ありません。最近は競技会等も盛ん 국내では国体正式種目ですし、世界に目をやれば「スポーツクライミング」と言う種目名で世界選手権や各国を転戦するワールドカップ等も盛んに行われるようになりました。

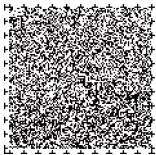
さらに2020年夏のオリンピック正式追加種目の最終候補にも残るなど、競技国数・人口ともに野球やソフトボールを上回り、今は世界中で注目される競技スポーツとしても発展しています。

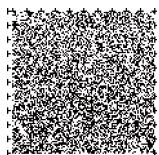


長崎コンペに参加する筆者（晴眼者に交じっての参加）

元々は登山家たちがアルプスやヒマラヤなどの岩場を、よりスピーディーに登る手段として用いられてきました。しかし1960～70年代にアメリカ・ヨセミテ国立公園の岩場で、高さは低くともより難しいルート（コース）を登ることを目的に岩を登る若者たちがあらわれ、現在のフリークライミングのスタイルを確立し始めました。

この動きは、フリークライミングを「手段から





目的へ」「冒険からスポーツへ」「山中から街中へ」とさまざまな変化ももたらすこととなったのです。

元来登る速さや高さを競うような競技として発展したものではなく、個人個人が岩や壁に設定された少しでも困難度の高いルートを登れるよう、それぞれの上達を目指すものです。スタートから終了点まで、人工的手段に頼らずに登るには、体力やテクニックだけでなく、どのように登るかのルート読みやホールドと呼ばれる持ち手や足がかりをどのように利用するか、どこで休むか、などの作戦もとても大切な要素。それぞれに目標とするルートを、それぞれの登り方で、それぞれの時間の掛け方で、攻略する。そこには年齢や性別、運動経験、さらには障害の有無などは関係ありません。それがそれぞれの目標に向かってひとつひとつ課題を解決し成長してゆく、フリークライミングはそんな一生涯楽しむことのできるスポーツなのです。

「壁に取り付けられたカラフルな石をつかんで登るスポーツ」こんなイメージで、ここ最近はよくテレビや新聞・雑誌などにも取り上げられて、ちょっとした「今はやりのスポーツ」となっています。日本山岳協会によれば、愛好者数も30万人を超えてるといい、クライミングジムと呼ばれるフリークライミング専門の室内営業施設は全国に200店舗を超えます。また2008年から、クライミング競技が国体正式種目となり、公共の体育館内や高校など教育施設への人工壁設置も急速に広がりを見せ、どんどん身近なスポーツへと変わり始めています。

「ボルダリングとフリークライミングは何が違うのですか？」

ここ最近はこんな質問もよくいただくようになりました。ボルダリングと言うのは、フリークライミングの一種で、高さ4mぐらいまでの飛び降りてもけがをしない高さの岩や壁を、ロープなどを着けずに登るもっともシンプルな楽しみ方をします。最近は街中にこのボルダリングを専門に楽しめる施設が増えました。テレビや新聞・雑誌

などにもよく取り上げられています。上述のクライミングジムの多くもこのボルダリング専門施設となっています。もしかしたら最近はこのボルダリングと言う言葉を、フリークライミングよりも耳にしたことがある人が多いかもしれませんね。

## 視覚障害者にぴったり！

フリークライミングは以下のような理由から障害者、特に視覚障害者にとっても適したスポーツなのです。

- ①それぞれの目標に向かって、自分のペースで楽しめる。
- ②ロープやマットで安全確保されているので、そのイメージと異なり安全。
- ③ルールは自分の力で登る、とシンプルで、晴眼者と一緒に楽しめる
- ④目標を解決したいと言う気持ちは、自ら外出のきっかけにもなる。

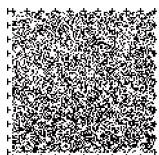
⑤出来ないと思っていたことができた、と言う結果は、自信や可能性を広げることにつながる。

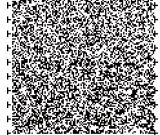
NPO法人モンキーマジックは主に視覚障害者を対象としたフリークライミングの普及活動を2005年8月から始めました。主催しているクライミングスクールは東京を中心に、名古屋、仙台、大阪などでも定期的に企画されています。

主催しているスクールの他、指導の受託や、講演会、交流会、フィルム上演会などさまざまな活動を通じて、障害者フリークライミングの普及活動を行っています。

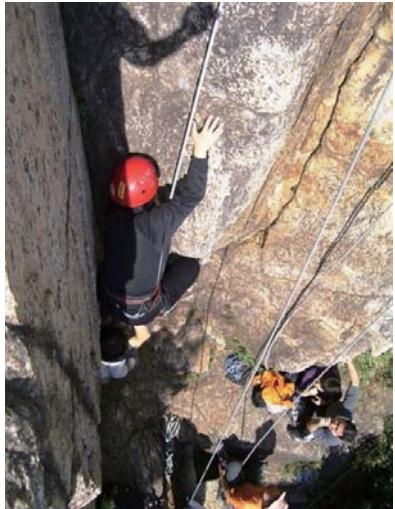
これまでモンキーマジックではスクールを中心に行なっていましたが、これに加えて視覚障害者と晴眼者が交流して理解・親交を深めようという活動を、2012年から開始しています。

フリークライミングにはその特徴の一つとして、特別なルールや道具を必要とするいわゆる障害者スポーツではなく、障害のある人もない人もともに楽しめると言う特性があります。そこでこの特性を活か





し、障害者と晴眼者が一緒にスポーツを楽しめる場所を提供し、その理解・親交、ひいては新しい仲間作り



六甲山の岩場でのスクール（全盲女性が生まれて初めて自然の岩場でのフリークライミングに挑戦）

などにつなげたいと考え、毎月一回月曜日、東京・高田馬場にあるクライミングジムの定休日を特別に開放していただき“マンデーマジック！”という交流イベントなども始めるなど、その普及のための様々な試みを行っています。

この視覚障害者のフリークライミングが日本で始まったのかと言うとそうではありません。日本では神奈川県立平塚盲学校の体育館に人工壁が2001年に設置されて体育授業や部活動などに活用されてきています。フランスでは90年代にリヨン市にある盲学校がクライミングウォールを設置し、体育授業などに活用しています。昨年2011年にはツールーズの視覚障害者教育リハビリ施設にも人工壁が設置、活用が始まっています。またアメリカ・デンバーにある視覚障害者リハビリテーションセンターでは1988年から、リハビリプログラムに向こう姿勢に積極性がみられるようになるとの理由もあり、9ヶ月間の生活訓練利用者全員にクライミングがプログラムとして4日間提供されるそうです。

フランスやアメリカの事例では特にスポーツとして身体的な効果にとどまらず、さまざまな心理的な効果を評価してフリークライミングを活用しています。日本でもモンキーマジックが指導をして筑波技術大学の視覚障害学生を対象とした3日間の体育

集中授業で、フランスやアメリカと同様に身体的効果のみならず心理的な変化にも着目したプログラムを開発しています。

この心理的な効果としては、出来ないと思っていたことができた、あきらめそうな自分と向き合うことができた、など自信、可能性、コミュニケーション、など様々な社会とのつながりに結び付く要素を引き出すことが出来るようなプログラムを、フリークライミングならではの特性を生かして提供することもできるのです。

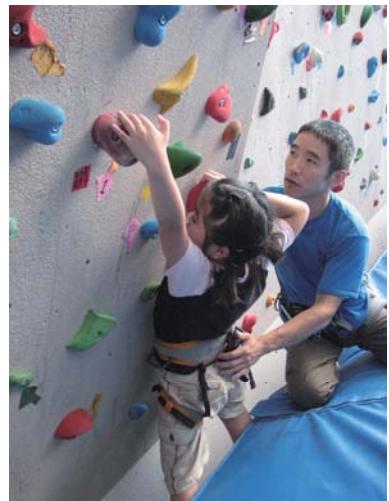
このようにフリークライミングは、まず体力、性別、身長、体重、障害の有無などに関わらず、だれもが一生涯楽しむことのできる「だれでもスポーツ」であることを。

そして、フリークライミングにはもうひとつ、それを楽しむだれもを結び付けるチカラがあるスポーツであると言えます。

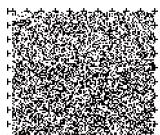
フリークライミングが視覚障害者にとって少しでも身近なものとなり、人生を輝かせることのできるレクリエーションの選択肢として位置づけられるように活動の幅を広げてゆきたいと思います。

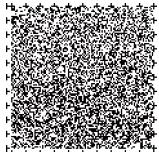
人間はその昔木を登るサルでした。その能力は今でも誰にでも残っているはずです。その姿のひとつが赤ちゃんのハイハイです。赤ちゃんが床を移動する姿はまさにクライミングをする姿そのものなのです。

だれもが持っているはずの能力をもう一度目覚めさせて、フリークライミングをやってみましょう！そこには気づいていなかったり、まだ知らなかつた姿がきっと待っているはずです。



子どもに指導している筆者





## 社会保険 Q&A

**(問)** 20歳前の病気で障害がある者ですが、幼少期のものであるため、障害年金の請求にあたり、これまで初診日の証明書類が得られませんでした。

今年(平成24年)1月から、その取扱いが変わったということですが、どのようなことか教えてください。

### (答)

#### 1. 目的・趣旨

初診日(病気やけがで初めてお医者にかかった日)において20歳未満であった障害による障害基礎年金の請求について、初診日が確認できる書類が添付できない場合に、初診日当時の状況を把握している複数の第三者の証明(以下「第三者証明」といいます。)を添付できる場合には、これを初診日を明らかにできる書類として取り扱うこととするとの通知が、昨年(平成23年)12月16日に厚生労働省から出され、実施されることとなったものです。

#### ○ これまでの取扱い

障害基礎年金の請求で初診日を確認するにあたり、これまで初診の医療機関で初診日を証明する書類が添付できない場合は、「受診状況等証明書が添付できない理由書」を提出し、それ以後の一番古い受診医療機関から初診日を確認できる書類(「受診状況等証明書」など)を添付することとし、併せて身体障害者手帳等の添付を求められていました。

今回の厚生労働省通知は、これらの事務取扱いを変更するものではないとしています。第三者証明のみをもって初診日の確認を行わないとしています。

#### 2. 適用対象の年金

今回の取扱いは、初診日に20歳未満であった障害による障害基礎年金の請求について適用されま

す。

その理由は、20歳前障害基礎年金の対象となる方の多くが、先天性疾患であり、幼少期に受診した後に通院履歴がないことが多く、医療機関で初診日に関する証明を得ることが難しくなると考えられ、また20歳前障害基礎年金は、無拠出年金であり、保険料納付要件を問わないことから、今回、20歳前障害基礎年金に限定されたものです。

したがって、初診日が20歳以降の場合や障害厚生年金の場合は、この取扱いはありません。

#### 3. 第三者証明による初診日の確認

提出された書類で初診日の確認を行うことができない場合であっても、その事実が複数(少なくとも2人以上)の第三者(民生委員、病院長、施設長、事業主、隣人等であって、請求者、生計維持認定者及び生計同一認定対象者の民法上の三親等内の親族は含みません。)証明により確実視される場合に限り、その証明により確認して差し支えないこととなります。この場合、その証明は、文書によるものとし、証明する者の氏名、住所、請求者との関係、請求者の傷病に関し知り得ること(発病、事故、初診年月等)等が具体的に記入されたものによることとされています。

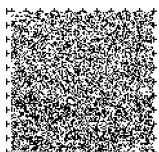
この第三者証明は、定型様式とはされませんが、「初診日に関する第三者の申立書」が用意されています。

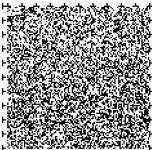
#### 4. 適用開始日

この取扱いは、平成24年1月4日受付分からとなっています。

過去に不支給となった方が第三者証明を添付して新たに請求する場合は、新たな受付が行われます。

(回答:社会保険労務士 高橋利夫)





# 「障害者優先調達推進法」の概要について

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部 障害福祉課

## 1. 障害者優先調達推進法の成立の背景

障害者が地域で自立した生活を営むためには、その人の能力に応じた就労の場が確保されることが大変重要です。

これまで、新たな障害福祉サービスとして就労移行支援事業を創設し、福祉施策と雇用施策の連携を図りつつ、企業への雇用などの就労の実現を積極的に支援してきました。また、就労継続支援B型事業所等において働く障害者の工賃水準を引き上げるため、平成19年度から平成23年度にかけて、「工賃倍増5か年計画」を推進し、平成24年からは、「工賃向上計画」として商品開発や市場開拓を進めているところです。

一方、障害者就労施設等への仕事の発注に関しては、民間企業をはじめ、国や地方公共団体において、様々な配慮が行われてきましたが、国や地方公共団体が物品や役務の調達を行う際には、競争入札による契約が原則であり、随意契約は例外とされています。このため、民間企業に比べて競争力の弱い障害者就労施設等では、競争入札によって国や地方公共団体との契約を締結することが厳しい状況にあり、障害者就労施設等から商品購入や業務委託が優先的に行われるよう、制度の整備が求められていました。

## 2. 障害者優先調達推進法の概要

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成24年法律第50号）は、去る6月20日の参議院本会議で、全会一致で可決、成立し、6月27日に公布されました。この法律は「障害者優

先調達推進法」と呼ばれています。

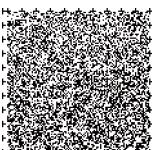
### <経過及び今後の予定>

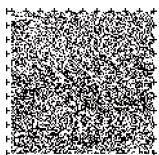
平成24年4月18日	衆議院厚生労働委員長から提出
〃 26日	衆議院本会議で可決
〃 6月20日	参議院本会議で可決、成立
〃 6月27日	公布
平成25年4月1日	施行

### (法の目的)

この法律は、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立法人による障害者就労施設等（注1）からの物品及び役務の調達の推進等に関し、国等の責務を明らかにするとともに、基本方針及び調達方針の策定その他障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品及び役務に対する需要の増進等を図り、もって障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資することを目的としています。（法第1条関係）

注1 障害者就労施設等…障害者支援施設、地域活動支援センター、生活介護・就労移行支援・就労継続支援を行う障害福祉サービス事業所、いわゆる福祉作業所（公費助成を受けているもの）、障害者の雇用の促進等に関する法律に定める障害者を多数雇用する事業所で政令（今後検討）で定めるもの、在宅就業障害者、在宅就業支援団体





### (国や地方公共団体等の責務)

法の目的を実現するために、国や独立行政法人等（注2）は、物品や役務の調達を行う際、障害者就労施設等の受注の機会を増やすよう、優先的に障害者就労施設等から物品や役務を調達するよう努めることとされました。

また、地方公共団体や地方独立行政法人についても、障害者就労施設等の受注の機会を増やすための措置を講ずるよう努めることとされました。

### 注2 独立行政法人等…独立行政法人又は特殊法

人のうち、その資本金の全部若しくは大部分が国からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国からの交付金若しくは補助金によって得ている法人で政令（今後検討）で定めるもの

### (基本方針と調達方針の策定)

国や独立行政法人等が障害者就労施設等からの物品や役務の調達を総合的かつ計画的に推進するため、国は、「障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針」を定めることとされました。（法第5条関係）

この基本方針は、厚生労働大臣が各省庁の長等と協議し、閣議決定を求めなければならないこととされており、

- ①国及び独立行政法人等による障害者就労施設等からの物品や役務の調達の推進に関する基本的方向
- ②優先的に障害者就労施設等から調達すべき物品や役務の種類などの基本的事項
- ③障害者就労施設等に対する、国及び独立行政法人等による物品や役務の調達に関する情報提供についての基本的事項
- ④その他障害者就労施設等からの物品や役務の調達の推進に関する重要事項を定めることとされています。

さらに、各省庁の長や独立行政法人等の長は、毎年度、この基本方針に即して、物品や役務の調

達に関し、予算や事務・事業の予定等を勘案して、障害者就労施設等からの物品や役務の調達の推進を図るために方針（以下「調達方針」といいます。）の作成が義務づけられました。（法6条関係）

調達方針には、当該年度の障害者就労施設等からの物品や役務の調達目標などを定めることとされ、各省庁の長や独立行政法人等の長は、調達方針を作成したときは遅滞なく公表するとともに、この方針に基づき、当該年度の物品や役務の調達を行うこととされています。

### (地方公共団体等の対応)

都道府県、市町村及び地方独立行政法人においても、毎年度、物品や役務の調達に関し、当該年度の予算や事務・事業の予定等を勘案して、障害者就労施設等からの調達の推進を図るために方針の作成が義務づけられ、調達の目標等について定めることとされました。

都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、毎会計年度（毎事業年度）の終了後、遅滞なく調達実績の概要を取りまとめ、公表することとされました。（法第9条関係）

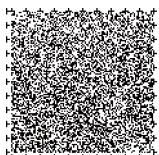
### (公契約との関係)

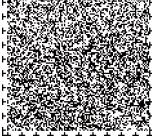
国や独立行政法人等は、工事の完成や役務の提供、物品購入の契約に際し、入札者の資格について、障害者就労施設等から相当程度の物品や役務を調達していることに配慮するなど、障害者の就業を促進するために必要な措置を講ずるよう努めることとされました。また、都道府県、市町村及び地方独立行政法人も国や独立法人等に準じて必要な措置を講ずるよう努めることとされています。

（法第10条関係）

### (障害者就労施設等の努力規定)

障害者就労施設等は、単独で又は相互に連携して若しくは共同して、物品や役務を調達する相手に対し、





当該物品や役務に関する情報を提供するよう努めるとともに、当該物品や役務の質の向上と供給の円滑化に努めるものとされました。（法第11条関係）

### 3. 今後の対応

（検討規定）

この法律には、附則で検討規定が設けられています。

一つは、質の確保と購入者等に対する情報提供の体制づくりについてです。

受注の機会を増やすためには、適切な物品の生産や物品や役務の質の確保に関する技術的支援及び訓練が重要と考えられます。また、物品や役務を購入等する方々に対し、必要な情報の提供を行うことも重要な手段であり、これらの体制の在り方について、政府は、3年以内に検討を加え、そ

の結果に基づいて必要な措置を講ずることとされています。

もう一つは、いわゆる「総合評価入札」方式の導入についてです。政府は、公契約の落札者を決定するに当たって、その入札者が障害者雇用促進法43条1項の規定違反（事業主の障害者雇用義務違反）が無いことや、障害者就労施設等から相当程度の物品や役務を相当程度調達していることなどを総合的に評価する方式（総合評価方式）を導入することについて、3年以内に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされています。（法附則第2条関係）

今後、国においては、各省各庁と協議をしながら、平成25年4月1日の施行後に、速やかに基本方針が閣議決定できるよう準備を進めることとしています。

### 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律の概要

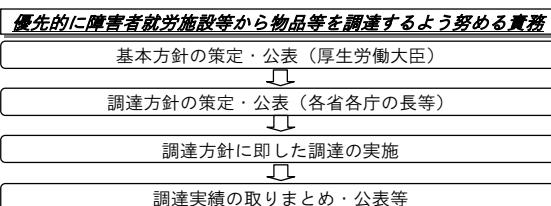
#### 1. 目的（第1条）

障害者就労施設、在宅就業障害者及び在宅就業支援団体（以下「障害者就労施設等」という。）の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、もって障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資する。

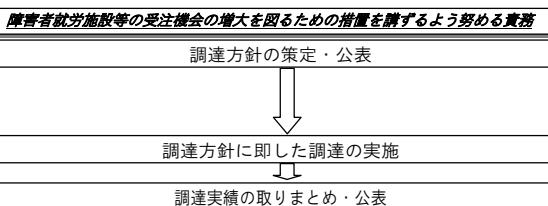
（平成24年6月20日成立、同6月27日公布）

#### 2. 国等の責務及び調達の推進（第3条～第9条）

＜国・独立行政法人等＞



＜地方公共団体・地方独立行政法人＞



#### 3. 公契約における障害者の就業を促進するための措置等（第10条）

- ① 国及び独立行政法人等は、公契約について、競争参加資格を定めるに当たって法定雇用率を満たしていること又は障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していることに配慮する等障害者の就業を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- ② 地方公共団体及び地方独立行政法人は、①による国及び独立行政法人等の措置に準じて必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 4. 障害者就労施設等の供給する物品等に関する情報の提供（第11条）

障害者就労施設等は、単独又は相互に連携して若しくは共同して、購入者等に対し、その物品等に関する情報を提供するよう努めるとともに、当該物品等の質の向上及び供給の円滑化に努めるものとする。

#### 5. その他（附則第1条～附則第3条）

##### （1）施行期日

この法律は、平成25年4月1日から施行する。

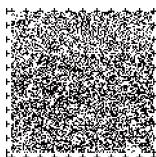
##### （2）検討

政府は、以下の事項について、3年以内に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

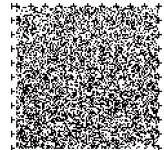
- ① 障害者就労施設等の物品等の質の確保等に関する支援及び情報提供の在り方
- ② 入札者が法定雇用率を満たしていること、障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していること等を評価して公契約の落札者を決定する方式の導入

##### （3）税制上の措置

国は、租税特別措置法で定めるところにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図るために必要な措置を講ずるものとする。



# お知らせ 全国障害者総合福祉センター(戸山サンライズ)研修案内



## ● 障害者福祉センター管理運営研修会（浜松市にて開催）

- ①目的 身体障害者福祉センター等の施設長及び幹部職員に対し、国の障害者福祉行政等新しい情報を提供するとともに地域の障害者生活支援および施設経営等の知識について研修し、施設運営の充実、強化を図ることを目的とする。
- ②対象者 身体障害者福祉センター（A型、B型）及び従来障害者デイサービス事業を実施していた障害者自立支援法に基づく生活介護事業所、地域活動支援センター等の施設長等幹部職員及び中間管理職員。
- ③期間 平成24年9月27日（木）～9月28日（金）
- ④定員 50名

## ● 第2回障害者施設職員研修会（機能訓練・健康管理担当者コース）

- ①目的 障害者施設等の機能訓練担当者及び健康管理担当者に対し必要な知識、技術等について研修し、障害者支援サービスの向上と施設運営の円滑化を図ることを目的とする。
- ②対象者 障害者施設等において機能訓練、健康管理等を担当する者。
- ③期間 平成24年10月17日（水）～10月19日（金）
- ④定員 70名

## ● 第2回障害者地域生活支援従事者研修会

- ①目的 障害者が地域において、自らのニーズに基づき、保健、医療、福祉等各種サービスから必要なサービスを選択し、尊厳をもって、その人らしく安心して生活を送れるよう支援することが重要である。そこで、地域生活支援業務に必要な知識及び技術について研修し、関係職員の資質の向上並びに地域生活支援体制の円滑な運営の確保を図ることを目的とする。
- ②対象者 市町村、障害者福祉センター、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所及びその他関係施設等において障害者の地域生活支援業務に携わる者。
- ③期間 平成24年11月6日（火）～11月9日（金）
- ④定員 100名

## ● 障害者サービスコーディネーション研修会（アドバンストコース）

- ①目的 障害者の障害特性や保健福祉サービスを円滑に提供するためのコーディネーションの理論と手法について研修し、障害者の地域での自立した生活を支援することのできる優れた人材を養成することにより、障害者の地域福祉の推進に寄与することを目的とする。  
『アドバンストコース』では、地域で障害者の総合的相談支援業務に携わる者に対してより実践的な研修を実施し、地域で中心的存在と成りうる人材を養成することを目的とする。
- ②対象者 都道府県、市町村、福祉事務所、社会福祉協議会、保健所、障害者福祉センター、相談支援事業所、障害者地域生活支援センター、その他障害者関係施設、障害者居宅支援事業を行う事業所等に所属し、現在、地域で障害者の総合的相談支援に携わり、リーダーを目指す者（現在、リーダーとして活躍中の者を含む）。
- ③期間 平成24年12月14日（金）～12月16日（日）
- ④定員 50名

## ● 障害者のためのレクリエーション支援者養成研修会（アドバンストコース）

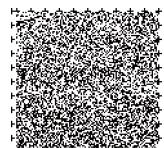
- ①目的 障害者のレクリエーション支援業務に携わる者について、より実践的な内容を研修することにより、レクリエーション支援の中心的存在となりうる人材を養成することを目的とする。  
『アドバンストコース』では、施設等におけるレクリエーションプログラム全体をコーディネート、評価できる人材を養成する。『ベーシックコース』では障害者のレクリエーション活動の価値を理解し、基礎的な援助方法、実技種目を学び、施設等におけるプログラムディレクターとして、レクリエーションプログラムを企画、運営できる人材を養成する。
- ②対象者 障害者のレクリエーション支援担当者で、将来レクリエーション支援のリーダーとなる者（現在、リーダーとして活躍中の者を含む。）。
- ③期間 平成25年1月11日（金）～1月13日（日）
- ④定員 50名

### 戸山サンライズ（通巻第254号）

発行 平成24年7月10日

発行人 公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会 会長 炭谷 茂

編集 全国障害者総合福祉センター  
〒162-0052 東京都新宿区戸山1-22-1  
TEL. 03(3204)3611（代表）  
FAX. 03(3232)3621  
<http://www.normanet.net/jp/~ww100006/index.htm>



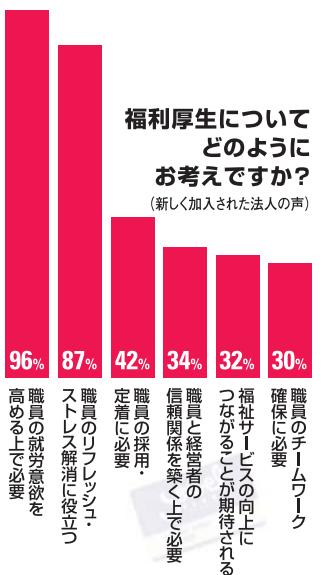
# Sowel CLUB ソウエルクラブ

新規会員  
募集中!

会員数  
**217,000人**

「Sowel Club(ソウエルクラブ)」はsocial(社会)とwelfare(福祉)の頭文字をとった、福利厚生センターの愛称です。

ソウエルクラブをご活用ください。



ソウエルクラブは、  
**福祉の職場で働く人の  
福利厚生を支援**しています。



ソウエルクラブのサービスを紹介した  
パンフレット、加入申込書類をお送りします。

ご希望の方は右記FAX(フリーダイヤル)により  
法人名、住所を明記のうえお申し込みください

社会福祉法人 福利厚生センター

〒101-0052  
東京都千代田区神田小川町1-3-1  
NBF小川町ビル

加入申し込み、お問い合わせは、フリーダイヤル  
**TEL ☎ 0120-292-711**  
**FAX ☎ 0120-292-722**  
<http://www.sowel.or.jp/>